

組合員資格喪失報告書

(退職・任用種別変更・転出用)

【添付書類】

県費負担職員		市町費等職員
正規職員 (任用期間の定めなし)	それ以外の職員 (任用期間の定めあり)	全員の辞令書の写し添付 (原本証明不要)
添付書類不要	辞令書の写し添付 (原本証明不要)	

※ 退職の辞令書が出ない場合は、任用期間の終日がわかる任用(継続)時の辞令書の写しを添付してください。

所属所受付印

受付印は省略不可

資格喪失時の所属所から提出してください。		資格喪失事項 ↓ 該当の事項に○をしてください。		添付した資格確認書等
組合員氏名		○	1 退職(任用種別の変更を含む)	枚
組合員等番号			任用種別変更の場合 次の任用種別に○	
発令年月日	令和 年 月 日	○	2 他の公務員共済組合へ転出	枚
資格喪失証明書	要・不要	○	3 公立学校共済組合 _____ 支部へ転出	枚

組合員氏名		○	1 退職(任用種別の変更を含む)	枚
組合員等番号			任用種別変更の場合 次の任用種別に○	
発令年月日	令和 年 月 日	○	2 他の公務員共済組合へ転出	枚
資格喪失証明書	要・不要	○	3 公立学校共済組合 _____ 支部へ転出	枚

組合員氏名		○	1 退職(任用種別の変更を含む)	枚
組合員等番号			任用種別変更の場合 次の任用種別に○	
発令年月日	令和 年 月 日	○	2 他の公務員共済組合へ転出	枚
資格喪失証明書	要・不要	○	3 公立学校共済組合 _____ 支部へ転出	枚

組合員氏名		○	1 退職(任用種別の変更を含む)	枚
組合員等番号			任用種別変更の場合 次の任用種別に○	
発令年月日	令和 年 月 日	○	2 他の共済組合へ転出	枚
資格喪失証明書	要・不要	○	3 公立学校共済組合 _____ 支部へ転出	枚

上記のとおり報告します。

公立学校共済組合広島支部長 様

令和 年 月 日 所属所名

所属所長 職・氏名

所属所コード

裏面「組合員資格に係る提出書類一覧」も参照してください。

※共済組合使用欄

決裁	係員	担当者

組合員資格に係る提出書類一覧

○：必ず提出 △：該当する場合提出

		組合員資格取得(継続)届書	組合員異動報告書	組合員資格喪失報告書	資格確認書 組合員証・被扶養者証等 (マイナ保険証利用者は不要)	人事異動通知書の写し (原本証明不要)	勤務条件説明書等	被扶養者申告書	
福利厚生事務の手引き様式集 該当頁		§ 6-001	§ 8-001	§ 14-003	—	—	—	§ 7-001	
福利厚生事務の手引き様式集 記入例該当頁		§ 6-002～004	§ 8-002	§ 14-004	—	—	—	§ 7-003、004	
新規	正規職員	新規採用 (任用期間の定めなし)	○			△ 市町費職員は必要		△	
	有期職員	フルタイム	任期付職員 再任用職員 臨時的任用職員 等	○			○		△
			会計年度任用職員 (13か月目以降)	○			○	○	△
			会計年度任用職員 (13か月目まで)	○			○	○	△
	短時間	会計年度任用職員 任期付短時間勤務職員 再任用短時間勤務職員 等	○			○	○	△	
継続	有期職員の任用期間延長 (継続手続が不要になっている者を除く)		○		○	○			
転入	他支部から (他都道府県の公立学校から)		○			△ 市町費職員は必要		△	
	他の公務員共済組合から (市町教育委員会・知事部局・県警等から)		○			△ 市町費職員は必要		△	
任用種別の変更	1 正規職員 2 臨時的任用 3 任期付職員 4 再任用職員 5 会計年度任用職員 6 特別職非常勤職員	任用種別が左の1から6のいずれかから、引き継ぎ別の種別に変更となる場合※1	前の任用	○ 変更前の種別は退職扱いとなる	○	△ 市町費職員及び有期職員は必要			
次の任用は資格取得となるため、次の所属所で資格取得の手続をする。									
県内異動(異動後の所属所から提出)	県費負担職員	所属所(主たる任用の所属所)の異動 (常勤職員は報告不要)		○					
		市町費職員から異動		○		○ 組合員等番号変更			
	市町費等職員	県費負担職員から異動		○		○ 組合員等番号変更			
		広島市費職員(P～)⇔ 他の市町費職員(Z～)		○		○ 組合員等番号変更			
		広島市費職員で、 小中特支等⇔市立高校等		○		○ 組合員等番号変更			
		所属所(主たる任用の所属所)の異動 (報告不要になっている者を除く)		○					
転出	他支部へ (他都道府県の公立学校へ)			○	○	△ 市町費職員及び有期職員は必要			
	他の公務員共済組合へ (市町教育委員会・知事部局・県警等へ)			○	○	△ 市町費職員及び有期職員は必要			
退職	県費負担職員	正規職員が退職			○	○			
		有期職員が退職			○	○	○		
	市町費	市町費職員が退職 (正規職員・有期職員いずれであっても)			○	○	○		

※1 退職後、任用が1日も空けずに再度行われたときであっても、退職時に資格喪失するものとして「退職」、採用時に再度資格取得するものとして「新規」の各手続が必要です。ただし、任用が、同じ任命権者により同じ任用種別(正規職員、臨時的任用職員、任期付職員等の別)、同じフルタイム・パートタイムの別で1日も空けずに再度行われたときは、「継続」の手続となります。